

[商 品 概 要 説 明 書]

令和5年12月1日 現在

1. 商品名	プレミアムローン
2. お申込み年齢	・申込時年齢が満18歳以上65歳以下で、最終返済時満70歳以下の方
3. ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たす個人のお客様（個人事業主の方もご利用いただけます） ・当組合と1年以上の預金取引がある方（家族取引を含みます） ・勤続年数1年以上の方 ・前年度税込年収が200万円以上の方（ <u>借入金全てに対する返済比率が35%以下であること</u> ） ・当組合の営業地域内に自己所有または家族所有の住居を有し、そこに居住されている方 ・反社会的勢力に該当しない方 ・個人信用情報上問題のない方
4. 資金使途	資金使途の明確な消費資金 ① 自動車関連資金 ・車両（自動二輪を含む新車、中古車）の購入資金 ・上記車両の修理、車検費用および用品購入資金等 ・運転免許証取得資金 ・当組合でのマイカー資金に関するローンの借換資金 ② 奨学関連資金 ・対象校…小・中・高校、予備校、専門学校、短大、大学、大学院等 ・受験に係る費用（受験料、下見、宿泊費用等） ・入学に係る費用（入学金、寄付金、授業料、敷金、礼金等） ・在学中に係る費用（授業料、研究費用、仕送資金等） ・6ヶ月を目処に最大1年分といたします。 ・当組合での奨学資金に関するローンの借換資金 ③ その他資金使途が明確なもの ※借換も含みます。但し、事業性は除きます。
5. 実行方法	原則、本人口座経由の振込指定といたします。 ※やむを得ず現金支払いをした場合には、領収書等の確認資料をいただきます。
6. お借入金額	10万円以上500万円以下(1万円単位) ・見積書等金額を上限とさせていただきます。
7. お借入期間	①自動車関連資金、③その他資金使途が明確なもの ・6ヶ月以上5年以内（据置期間はございません。） ②奨学関連資金 ・6ヶ月以上9年以内（据置期間は4年間を限度に卒業予定日までとします。）
8. お借入金利	・変動金利方式のみ ・お借入金利は、お申込時ではなく、実際にお借入頂く日の金利が適用されます。 ・新規お借入時の金利は年2回、4月1日・10月1日の新長期プライムレートを基準として各々6月1日・12月1日からの適用金利を決定します。 ・お借入後の金利は、年2回、毎年4月1日・10月1日の新長期プライムレートを基準として行ないます。 見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日より適用いたします。 その場合、新長期プライムレートの変動幅と同じだけ引き上げ、引き下げを致します。
9. ご返済方法	・毎月元利均等返済、または元利均等ボーナス併用返済（ボーナス返済はお借入金額の40%以内）
10. 保証人・保証料等	・原則として別途保証人をたてていただく必要はありません。 但し、全ての借入に対する返済比率が35%を超える場合、配偶者を連帯保証人として収入合算することができます。 ・保証料は不要です。 ・印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。
11. 担保	・不要
12. 申込時必要書類	用意いただく書類 ①本人確認書類 下記のいずれか1点 （運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポート）※顔写真のないものについては複数の資料にて確認させていただきます。 ②所得証明資料 下記のいずれか1点 （源泉徴収票、所得証明書） ③資金使途確認資料 ・見積書、契約書等の写し 記入いただく書類 ①ローン借入申込書②お客さまの個人情報の取扱いについて（当組合用） ③変動金利制適用に関する特約書（年2回見直し型）

13. 事務取扱手数料

【新規融資事務取扱手数料】			
新規融資実行	500万円未満	3,300円	
	500万円以上1,000万円未満	5,500円	
	1,000万円以上	11,000円	
【繰上返済手数料】	全額繰上償還	当初借入額20万円未満	無料
		当初借入額20万円以上120万円未満	3,300円
		当初借入額20万円以上200万円未満	5,500円
		当初借入額200万円以上	11,000円
	一部繰上償還	都度	全額繰上償還に同じ
【その他条件変更手数料】11,000円			

※ローン契約については所定の審査があり、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
※手数料にはいずれも消費税等が含まれます。

14 苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置			
	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用下さい。			
	【窓口：富山県信用組合総務部】 0763-33-3351		受付日	月曜日～金曜日（土日・祝日および金融機関の休日を除く）
			受付時間	午前9時～午後5時
	なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか当組合ホームページをご覧ください。			
	ホームページアドレス https://www.toyama-kenshin.co.jp			
	・紛争解決措置			
	東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）			
	第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）			
	第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）			
	上記センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記富山県信用組合総務部または下記窓口までお申し出下さい。			
	【窓口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】		受付日	月曜日～金曜日（土日・祝日および協会の休日を除く）
	電話 03-3567-2456		受付時間	午前9時～午後5時
	住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）			